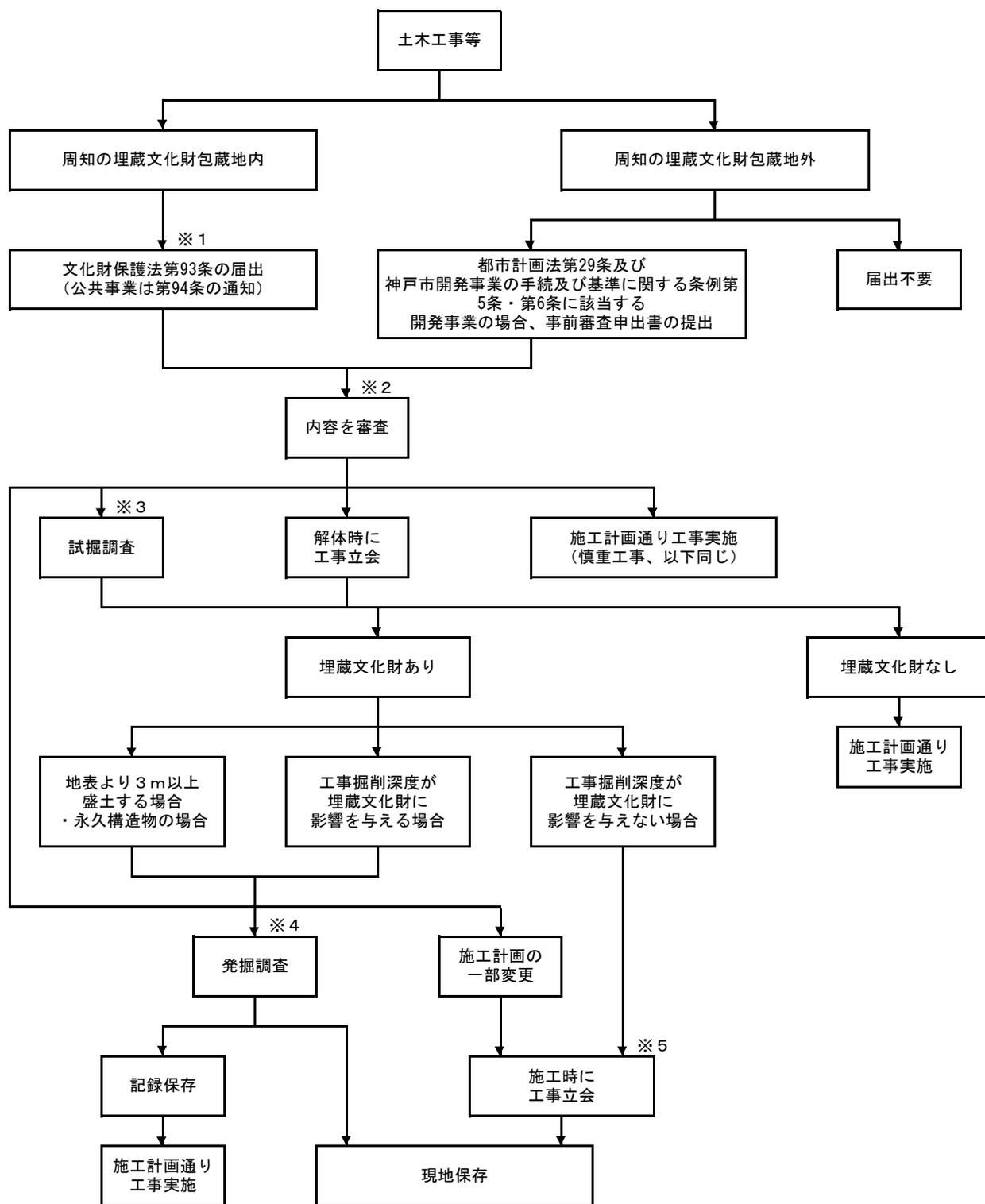


# 埋蔵文化財取り扱いの流れ



- ※1 水道・ガス・電話・電気などの埋設、住宅・事務所・倉庫の解体・新築・増改築など、工事の種類・規模・面積に関わらず、埋蔵文化財包蔵地内の土地を掘削する場合、埋蔵文化財発掘の届出（以下、届出）が必要です。
- ※2 事業地周辺の調査履歴などをもとに取り扱いを審査します。
- ※3 重機もしくは人力で掘削します。掘削坑の数は事業の計画に合わせて設定します。掘削する深さや調査日数は、事業地により異なります。
- ※4 発掘調査は工事によって埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲と深さを対象として行います。
- ※5 工事による掘削深さから埋蔵文化財の深さまでが30cm未満の場合、施工時に立会が必要となります。